限定承認公告

本籍愛知県春日井市勝川町八丁目九番地一〇、最後の住所愛知県名古屋市守山区大字下志段味字東新外五七七番地の一

被相続人　亡　後藤　洋治

右被相続人は平成二十六年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

愛知県日進市栄四丁目一七〇二番地

相続財産管理人　後藤　久輝

限定承認公告

本籍大阪府豊中市上野東一丁目五四番地七、最後の住所大阪府豊中市緑丘一丁目二二番一〇号

被相続人　亡　尾田　初子

右被相続人は平成二十六年八月十九日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

大阪府箕面市粟生外院三丁目九番一三号

限定承認者　尾田　光宏

限定承認公告

本籍福岡県宗像市朝町二四一三番地、最後の住所福岡県宗像市吉留三五〇五―一

被相続人　亡　中村　昭巳

右被相続人は平成二十六年八月三日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十七日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月六日

福岡市中央区大名一丁目九番三三号ソロン赤坂ビル五階　高橋法律事務所

相続財産管理人中村一臣

右代理人弁護士　栗脇　康秀

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して、甲は乙の保有する丙のすべての株式及び乙のスポーツ衣料事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します（本件分割）。

また、左記会社のうち甲及び丙は、本件分割の効力発生を停止条件として、本件分割の効力発生の直後に合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。

さらに、左記会社のうち甲及び丁は合併して、甲は丁の権利義務全部を承継して存続し、丁は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

本件分割並びに第一合併及び第二合併の効力発生日はいずれも平成二十七年四月一日です。

この本件分割並びに第一合併及び第二合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十日

掲載頁　七十頁（号外第一五五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　二五四頁（号外第一四六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十六日

掲載頁　一〇七頁（号外第一三四号）

（丁）http://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/ir/affiliates.html

平成二十七年二月六日

東京都港区芝四丁目一〇番一号

（甲）旭化成コマース株式会社

代表取締役社長　園田勝之助

大阪市北区中之島三丁目三番二三号

（乙）旭化成せんい株式会社

代表取締役社長　高梨　利雄

福井市大手二丁目七番一五号

（丙）旭化成インターテキスタイルズ株式会社

代表取締役社長　羽田　学

大阪市北区中之島三丁目三番二三号

（丁）旭化成商事株式会社

代表取締役社長　浅野　泰

事業譲渡につき通知公告

当社は、株式会社トキハ補整サービス（本店所在地大分県大分市大字玉沢字楠本七五五番地の一）に対し、当社の和洋服類の販売、修理・加工並びに製造に関する事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年三月一日です。

平成二十七年二月六日

大分県大分市府内町二丁目一番四号

株式会社トキハ縫製

代表取締役　後藤　廣康

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十七年三月十日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光ホールディングス1合同会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十六年七月二十九日付不動産管理処分信託契約書（Ｉ号）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部

電話番号　〇三―六二一四―八二八〇

平成二十七年二月六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　坪川　昇司

訂正公告

平成二十七年一月二十六日（号外第十五号）掲載のユニティガードシステム株式会社に係る新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割により新設するユニティガードシステム機械事業株式会社の住所「東京都港区西新橋一丁目一〇番八号」とあるのは、「東京都港区西新橋一丁目一〇番八号ＵＧＳビル三階」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年二月六日

東京都港区西新橋一丁目一〇番八号

ユニティガードシステム株式会社

代表取締役　八木陽一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年一月十三日公布内閣官房令第一号（寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令）				
（原稿誤り）				
二	下	一二	終りから	
〃	〃	一一		
〃	〃	一〇		芦峅寺
三	上	五		
〃	〃	六		芦安芦倉
〃	〃	七		
（原稿誤り）				
二	下	一二		芦峅寺
〃	〃	一一		
〃	〃	一〇		
三	上	五		
〃	〃	六		芦安芦倉
〃	〃	七		
平成二十七年一月八日官庁報告欄官庁事項の部（内閣サイバーセキュリティセンター組織規則）（原稿誤り）				
一一	上	一一	第二条の二	第四条の二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月六日付第二八号六四ページ●同日付政府調達第二四号七二ページ●二十六年十一月二十一日付衆会第一号(一)二四ページ●同(二)四ページ●官報郵送料のお知らせ　一月分（一月極一部当り）の郵送料一、九四六円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）